

早川町・身延町・南部町医療事務組合証人等の実費弁償に関する条例

(令和 7 年 11 月 12 日条例第 24 号)

証人等の実費弁償に関しては、身延町証人等の実費弁償に関する条例(平成 16 年身延町条例第 42 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

